

平成31年度



三次市下水道事業会計予算

三 次 市

議案第9号

平成31年度三次市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度三次市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理面積 | 1,236ha |
| (2) 年間総処理水量 | 2,869,048 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 7,831 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 489,866 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	2,429,663 千円
第1項	営業収益	516,147 千円
第2項	営業外収益	1,913,516 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	2,286,553 千円
第1項	営業費用	2,086,975 千円
第2項	営業外費用	187,244 千円
第3項	特別損失	10,334 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 568,911 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,408 千円，当年度分損益勘定留保資金 539,503 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	865,472 千円
第1項	企業債	509,000 千円
第2項	国庫補助金	189,692 千円
第3項	県補助金	1,170 千円
第4項	他会計負担金	102,200 千円
第5項	負担金等	63,410 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,434,383 千円
第1項	建設改良費	489,866 千円
第2項	企業債償還金	943,917 千円
第3項	予備費	600 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務はそれぞれ 88,958 千円及び 247,223 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額（千円）
排水設備改造資金に対する利子補給	平成31年度から平成36年度まで	平成31年度融資資金に対する利子補給額

排水設備改造資金貸付に係る取扱 金融機関に対する損失補償	平成31年度から 平成36年度まで	各金融機関が貸 し付けた額に対 して受けた損失 額
一般廃棄物処分等委託業務	平成31年度から 平成32年度まで	契約に定める額
産業廃棄物処分等委託業務	平成31年度から 平成32年度まで	契約に定める額
排水設備工事検査等委託業務	平成31年度から 平成32年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	149,100千円	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	借入先の融資条 件による。ただ し、財政の都合 により繰上償還 をし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは低利債 に借換えをする ことができる。
資本費平準 化	359,900千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議

決を経なければならない。

(1) 職員給与費 116,055 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,047,789 千円である。

平成31年3月1日提出

三次市長 増 田 和 俊